

# 多古町保育士等養成修学資金 貸付制度の手引き



令和7年4月版

千葉県 多古町 総務課

0479 (76) 2611

# 目次

## 1. 保育士等養成修学資金貸付制度の概要 . . . . . 1

- ①貸付制度について
- ②貸付対象
- ③貸付金額
- ④貸付期間
- ⑤貸付方法
- ⑥貸付利子
- ⑦他の貸付制度との併給
- ⑧連帯保証人
- ⑨返還の期間
- ⑩返還の免除

## 2. 新規貸付希望者の申請手続きについて . . . . . 4

- ①修学資金の貸付申請
- ②貸付審査・可否決定
- ③貸付決定後の手続き
- ④支払い

## 3. 在学中（修学中）の手続きについて . . . . . 6

- ①現況報告書の提出
- ②その他の届出・申請事項

## 4. 卒業時の手続きについて . . . . . 8

- ①卒業時の報告

## 5. 多古町内の認定こども園等に勤務中の手続について . . . . . 9

- ①現況報告書の提出
- ②その他の届出・申請事項

<u>6. 修学資金の停止について</u>	.....	10
①停止となる事由及び提出書類		
<u>7. 修学資金の取消について</u>	.....	12
①取消となる事由及び提出書類		
<u>8. 修学資金の返還について</u>	.....	13
①返還が必要となる事由及び提出書類		
②返還方法		
③返還期間		
<u>9. 修学資金の返還免除について</u>	.....	15
①返還免除となる事由及び提出書類		
<u>10. 修学資金の返還猶予について</u>	.....	16
①返還猶予となる事由及び提出書類		
<u>11. 提出先及び連絡先</u>	.....	17
①郵送		
②窓口		
③関係例規		
④関係様式		

待ってるね



# 1. 保育士等養成修学資金貸付制度の概要

## ①貸付制度について

本制度は、指定保育士養成施設（児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に規定する施設）に在学している方で、将来多古町内の認定こども園等で保育士又は保育教諭（以下「保育士等」という。）として働く意思のある方に修学資金の貸付けを行う制度であり、町内施設における保育士等の確保を図ることを目的としています。

また、卒業した日から翌年の 4 月 1 日までに、町内の認定こども園等に保育士等として就職し、継続して 5 年以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

### ※「貸付申請にあたって」

この制度は、町内の保育士等の人材確保を図ることを目的とした貸付制度ですので、返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還（無利子）していただきます。

申請にあたっては、指定保育士養成施設を卒業後、町内の認定こども園等に就職し、5 年以上勤務できるか、十分検討してください。

なお、申請は、修学期間の途中（例：大学 3 年生から）でも申請することができます。

### ★認定こども園等とは

認可保育所、認定こども園、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、幼稚園（預かり保育事業実施施設）、児童発達支援センター

## ②貸付対象

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・指定保育士養成施設に在学している方
- ・指定保育士養成施設を卒業した後、町内認定こども園等において、保育士等として雇用され、5 年以上勤務する意思のある方

### ★保育士等として雇用とは

保育士又は保育教諭に従事することであり、認定こども園等での事務職としての雇用は対象外です。雇用形態は、正規職員に限らないが、勤務する施設の就業規則で定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達する勤務、又は 1 日 6 時間以上かつ原則月 20 日以上勤務であることを必要とします。

### ③貸付金額

- ・月額 5 万円以内  
※上限 240 万円（例：5 万円×12 か月×4 年間）

### ④貸付期間

貸付期間は、在学する正規の修学期間を限度に、貸付決定された月から卒業する日の属する月までです。

（例：4 年制大学の場合は 4 年間、短大・専門学校の場合は 2 年間）

### ⑤貸付方法

貸付方法は、4 か月分を年 3 回（7 月・11 月・3 月）に分け、貸付けを受ける本人の指定口座へ振り込みます。

- ・7 月振込⇒4～7 月分
- ・11 月振込⇒8～11 月分
- ・3 月振込⇒12～3 月分

### ⑥貸付利子

貸付利子は、無利子です。ただし、返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、条例の定めによる延滞利子を返還金と併せて納入していただきます。

### ⑦他の貸付制度との併給

千葉県社会福祉協議会の実施する保育士修学資金貸付事業（月 5 万円・貸付期間 2 年間（上限））や他の貸付制度（奨学金や教育ローンなど）との併給は可能です。ただし、他の市町村が実施する保育所等への就業を条件に返還免除をする貸付制度や他の職種になることを条件に返還免除をする貸付制度等との併給はできません。

### ⑧連帯保証人

申請の際、連帯保証人 2 名を立てていただきます。

なお、連帯保証人は、「成年で独立の生計を営み、継続して安定した収入が見込まれる者」であることが条件となります。

また、返還が滞った際に、直ちに月払い、若しくは一括払いで返還することができる方を連帯保証人にしていただくようお願いいたします。

#### ★連帯保証人とは

債務者と連帯して債務を負う保証人であり、返還金の納入が滞ると、借受人本人だけでなく、連帯保証人に対して督促、催告、法的措置による財産の差押えが行われる場合があります。

## ⑨返還の期間

返還の期間は、返還の事由が発生したのち、貸付けを受けた月数以内に、貸付月額と同額分を毎月、若しくは全額を一括にて返還していただきます。

詳しくは、「8. 修学資金の返還について」を参照してください。

(例：4年間(48か月)貸付けを受けた場合は4年以内に返還)

### 【返還の事由】

- 保育士養成施設を退学したとき
- 修学資金の貸付けが取り消されたとき  
(※業務上の死亡、災害等のやむを得ない事情を除く。)
- 卒業した日から翌年の4月1日までに、町内の認定こども園等に保育士等として就職しなかったとき
- 町内の認定こども園等を5年未満で退職したとき

## ⑩返還の免除

指定保育士養成施設を卒業した日から翌年の4月1日までに、町内の認定こども園等に保育士等として就職し、継続して5年以上勤務すると借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

詳しくは、「9. 修学資金の返還免除について」を参照してください。

## 2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

### ①修学資金の貸付申請

申請に必要な書類は、多古町ホームページからダウンロードできるほか、多古町役場2階総務課で配布しています。

申請書等に必要事項を記入し、必要書類（ア～エ）を提出してください。

※申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

[\\*ホームページトップの「分野でさがす」⇒「育児・教育」⇒「就学資金貸与など」で検索](#)

（提出書類）

ア 多古町保育士等養成修学資金貸付申請書（第1号様式）

イ 住民票の写し（世帯全員）

\*世帯主・続柄・本籍・筆頭者が記載されたものをご用意ください。

なお、個人番号（マイナンバー）の記載は必要ありません。（発行後3か月以内のもの）

ウ 推薦書（第2号様式）

\*必ず在学する学校に作成を依頼し、学校長の推薦を受けてください。

エ 連帯保証人の印鑑登録証明書（2人分）

\*発行後、3か月以内のものに限ります。

#### 《作成上の注意》

- ・提出書類は消せるボールペンで記載しないでください。
- ・提出書類に押印する印鑑は、朱肉を要する印鑑を使用し、インク浸透型タイプのものは使用しないでください。
- ・提出書類へ押印する印鑑はすべて同一のものを使用してください。
- ・提出書類の修正は、二重線で修正し、使用した印鑑を訂正印として押印してください。
- ・連帯保証人が押印する印鑑は、すべての書類において、印鑑登録をしている印鑑（実印）で押印してください。

### ②貸付審査・可否決定

貸付に必要な書類を審査し、在学する学校へ在籍状況を確認したのち、貸付の可否を決定します。また、書類の審査にあたり、連帯保証人に対して本町より承諾の有無を確認します。

審査結果については「多古町保育士等養成修学資金貸付決定（却下）通知書（第4号様式）」により通知します。

### ③貸付決定後の手続き

「多古町保育士等養成修学資金貸付決定（却下）通知書（第4号様式）」に、以下の書類ア、イを同封しますので、受領後、速やかに必要事項を記入のうえ、ア～ウの書類を総務課へ提出してください。

手続き（書類提出）が遅れますと、支払いが遅れることとなりますので注意してください。

（提出書類）

ア 誓約書（第5号様式）

イ 多古町保育士等養成修学資金貸付請求書（第6号様式）

\* 振込先口座は、貸付決定者名義の金融機関口座に限ります。

ウ 振込先口座の通帳のコピー（口座番号、名義が分かるページ）

\* 通帳がないネット銀行の場合は、画面のハードコピーなどを添付してください。

### ④支払い

書類審査後、2ページの「⑤貸付方法」のとおり、お支払いいたします。

なお、支払いには時間がかかりますので、予めご了承ください。

### 3. 在学中（修学中）の手続きについて

#### ①現況報告書の提出

毎年3月中旬に必要な書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ア～ウを4月末日までに総務課へ提出してください。

（提出書類）

ア 多古町保育士等養成修学資金現況報告書（第8号様式）

\*必ず在学する学校の証明を受けてください。

イ 多古町保育士等養成修学資金貸付請求書（第6号様式）

\*請求書は年度ごとに提出していただきます。

\*振込先口座は、貸付決定者名義の金融機関口座に限ります。

ウ 振込先口座の通帳のコピー（口座番号、名義が分かるページ）

\*通帳がないネット銀行の場合は、画面のハードコピーなどを添付してください。

\*前年度と同じ口座に振込希望の場合は、提出を省略できます。

#### ②その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後速やかに総務課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。（必要に応じて、追加で書類を提出いただく場合があります。）

（提出書類）

事由		提出書類
ア	氏名・住所を変更したとき	◎ <u>多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（第7号様式の1・在学者）</u> ◎ <u>住民票の写し（世帯全体）</u> *世帯主・続柄・本籍・筆頭者が記載されたものをご用意ください。なお、個人番号（マイナンバー）の記載は必要ありません。（発行後3か月以内のもの）
イ	電話番号を変更したとき	◎ <u>多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（第7号様式の1・在学者）</u>
ウ	休学、停学、留年したとき	
エ	復学したとき	
オ	退学したとき	
カ	修学資金を辞退するとき	

事由		提出書類
キ	連帯保証人について変更が生じたとき（氏名・住所・電話番号・勤務先等）	<u>◎多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（第7号様式の3・連帯保証人）</u> <u>◎〈氏名・住所・印鑑変更の場合〉印鑑登録証明書</u> ＊発行後、3か月以内のもの
ク	連帯保証人を変更するとき	<u>◎連帯保証人変更届（第3号様式）</u> <u>◎誓約書（第5号様式）</u> <u>◎印鑑登録証明書</u> ＊発行後、3か月以内のもの

（注意事項）

- ★事由ウ、エ、オが生じたときは、多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等報告書（第7号様式の1・在学者）に、在学する学校の証明を受けてください。
- ★事由ウが生じたときは、修学資金の貸付けを停止しますので、詳しくは「6. 修学資金の停止について」を参照し、必要な手続きを行ってください。
- ★事由エが生じたときは、修学資金の貸付けを再開しますので、必要な手続きを行ってください。
- ★事由オ、カが生じたときは、修学資金の貸付けを取り消しますので、詳しくは「7. 修学資金の取消について」を参照し、必要な手続きを行ってください。
- ★修学資金の貸付けが取り消された後も、引き続き指定保育士養成施設に在学している場合に、本人の希望があれば修学資金の返還を猶予できますので、詳しくは「10. 修学資金の返還猶予について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

## 4. 卒業時の手続きについて

### ①卒業時の報告

卒業年の3月中に必要な書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ア～オを4月末日までに総務課へ提出してください。

(提出書類)

ア 多古町保育士等養成修学資金借受人卒業報告書(第9号様式)

イ 多古町保育士等養成修学資金借用証書(第11号様式)

\*収入印紙が必要となります。

ウ 指定保育士養成施設の卒業証明書(または卒業証書の写し)

エ 保育士登録済通知書の写し

\*保育士証が届きましたら、写しの提出をお願いいたします。

オ 【町内認定こども園等に就職する場合など、返還猶予に該当する場合】

⇒「10. 修学資金の返還猶予について」を参照してください。

【上記以外の場合】

⇒「8. 修学資金の返還について」を参照してください。

(注意事項)

★「オ」は卒業後の進路によって提出書類が異なりますので注意してください。

#### ○多古町内の認定こども園等に勤務する方

指定保育士養成施設を卒業した日から翌年の4月1日までに町内の認定こども園等に保育士等として就職し、継続して5年以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。(5年間は返還猶予となります。)勤務中に必要な手続きについては「5. 多古町内の認定こども園等に勤務中の手続きについて」を参照してください。

#### ○上記以外の方

貸し付けた修学資金を返還していただきます。詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

## 5. 多古町内の認定こども園等に勤務中の手続きについて

### ①現況報告書の提出

毎年3月中旬に必要な書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、4月末日までに総務課へ提出してください。

(修学資金の返還または返還免除が決定するまで毎年提出)

(提出書類)

ア 多古町保育士等養成修学資金現況報告書(第8号様式)

\*必ず勤務先の保育所等の証明を受けてください。

### ②その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後速やかに総務課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

(提出書類)

事由		提出書類
ア	氏名・住所を変更したとき	<p>◎<u>多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書(第7号様式の2・就業者)</u></p> <p>◎<u>住民票の写し(世帯全体)</u></p> <p>*<u>世帯主・続柄・本籍・筆頭者が記載されたものをご用意ください。なお、個人番号(マイナンバー)の記載は必要ありません。(発行後3か月以内のもの)</u></p>
イ	電話番号を変更したとき	<p>◎<u>多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書(第7号様式の2・就業者)</u></p> <p>*事由工の場合、転職元と転職先、両方の認定こども園等の証明が必要です。</p>
ウ	3か月以上の(産前産後・病気等)休暇、育児休業、退職または復職、勤務時間及び日数等勤務形態の変更が生じたとき	
エ	多古町内の認定こども園等への転職	
オ	多古町内の認定こども園等を退職	

事由		提出書類
カ	連帯保証人について変更が生じたとき（氏名・住所・電話番号・勤務先等）	<p>◎<u>多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書</u> （第7号様式の3・連帯保証人）</p> <p>◎<u>〈氏名・住所・印鑑変更の場合〉印鑑登録証明書</u> *発行後、3か月以内のもの</p>
キ	連帯保証人を変更するとき	<p>◎<u>連帯保証人変更届（第3号様式）</u></p> <p>◎<u>誓約書（第5号様式）</u></p> <p>◎<u>印鑑登録証明書</u> *発行後、3か月以内のもの</p>

（注意事項）

- ★事由ウ、エ、オが生じたときは、多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等報告書（第7号様式の2・就業者）に、勤務先の認定こども園等の証明を受けてください。
- ★条例で定める期間（5年）以上勤務する前に、事由オが生じたときは、借り受けた修学資金は返還となります。詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

## 6. 修学資金の停止について

### ①停止となる事由及び提出書類

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを停止しますので、速やかに総務課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

(提出書類)

事由		提出書類
ア	休学したとき	◎多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書 (第7号様式の1・在学者) *必ず在学する学校の証明を受けてください。
イ	留年したとき	
ウ	停学処分を受けたとき	

(注意事項)

- ★すでに借り受けている修学資金について返還が生じる場合があります。
- ★復学した、進級した、停学処分が解かれたときにも上記書類を提出してください。貸付けを再開する手続きをします。

## 7. 修学資金の取消について

### ①取消となる事由及び提出書類

次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けを、その事由が生じた日の属する月の翌月分から取り消しますので、速やかに総務課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

(提出書類)

事由		修学資金の扱い	提出書類
ア	死亡したとき（業務上の事由で死亡したときを除く）	◎返還 （月払い、一括払いを選択）	「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。
イ	指定保育士養成施設を退学したとき		
ウ	修学資金を辞退したとき		
エ	偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき	◎返還 （一括払い）	
オ	その他町長が修学資金の貸付けを受けることが不相当と認めるとき	◎返還 （月払い若しくは一括払い）	
カ	業務上の事由で死亡したとき	◎返還免除	

(注意事項)

★事由ウの場合、引き続き在学中などのときは「10. 修学資金の返還猶予について」を参照し、希望があるときは必要な書類を併せて提出してください。

## 8. 修学資金の返還について

### ①返還が必要となる事由及び提出書類

次の事由に該当する場合は、貸し付けた修学資金を返還していただきますので、速やかに総務課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

(提出書類)

事由		提出書類
ア	貸付けの取消を受けたとき	<u>◎多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書</u> <u>(第7号様式の1・在学者) または (第7号様式の2・就業者)</u> *死亡の場合は、 <u>◎死亡届 (第10号様式)</u> <u>◎多古町保育士等養成修学資金借用証書 (第11号様式)</u> <u>◎多古町保育士等養成修学資金返還届 (第12号様式)</u>
イ	指定保育士養成施設を卒業した日から翌年の4月1日までに町内認定こども園等に勤務しなかったとき	<u>◎多古町保育士等養成修学資金現況報告書 (第8号様式)</u> <u>◎多古町保育士等養成修学資金返還届 (第12号様式)</u>
ウ	町内認定こども園等を5年未満で退職したとき	<u>◎多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書</u> <u>(第7号様式の2・就業者)</u>
エ	勤務形態が1日6時間かつ原則月20日に満たない形態に変更となったとき	<u>◎多古町保育士等養成修学資金返還届 (第12号様式)</u>

(注意事項)

- ★事由アの場合、引き続き在学中のときは「10. 修学資金の返還猶予について」を参照し、希望があるときは必要な書類を併せて提出してください。
- ★必要条件を満たした場合、修学資金の全額を返還免除します。詳細は「9. 修学資金の返還免除について」を参照してください。

## ②返還方法

返還は月払い、一括払いのいずれかの方法となります。

(注意事項)

- ★「7 修学資金の取消について」の取消事由「エ」に該当する場合は、一括返還となります。
- ★返還方法等の変更を希望する場合は、お問合せください。

## ③返還期間

返還の事由が発生したのち、貸付けを受けた期間以内に返還していただきます。

(例) 4年間(48か月)貸付けを受けた場合は、48か月以内に返還

(注意事項)

- ★返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、条例の定めによる延滞利子を返還金と併せて納入していただきます。送金等に係る費用もご負担いただきます。

## 9. 修学資金の返還免除について

### ①返還免除となる事由及び提出書類

次の事由に該当する場合は、修学資金の全額の返還が免除となります。

事由アに該当する方には、3月中旬に必要な書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、4月末日までに総務課へ提出してください。

その他の事由の場合は、総務課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

(提出書類)

事由		提出書類
ア	指定保育士養成施設を卒業した日から翌年の4月1日までに町内の認定こども園等に保育士等として雇用され、継続して5年以上勤務したとき	◎ <u>多古町保育士等養成修学資金現況報告書(第8号様式)</u> *必ず勤務先の保育所等の証明を受けてください。 ◎ <u>多古町保育士等養成修学資金返還免除申請書(第15号様式)</u> *必ず勤務先の保育所等の証明を受けてください。
イ	保育士等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡したとき	◎ <u>死亡届(第10号様式)</u> ◎ <u>死亡診断書、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか一つ</u> ◎ <u>多古町保育士等養成修学資金返還免除申請書(第15号様式)</u>
ウ	業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	◎ <u>多古町保育士等養成修学資金返還免除申請書(第15号様式)</u>
エ	災害、疾病その他やむを得ない事情があると町長が認めるとき	◎ <u>事由を証明する書類</u> *詳しくは、総務課までお問い合わせください。

(注意事項)

#### ★継続して5年以上勤務の期間から除外される期間

次の事由に該当すると町長が認められた場合は、勤務期間の算定を一時停止し、勤務に復帰した時点から、引き続き算定を再開します。該当する場合は、手続きが必要です。

詳しくは「5. 多古町内の認定こども園等に勤務中の手続きについて」を参照してください。

- ・産前産後休暇、育児休暇取得期間のほか、災害、疾病その他の事由で3か月以上勤務でなかった期間

## 10. 修学資金の返還猶予について

### ①返還猶予となる事由及び提出書類

次の事由に該当する場合は、修学資金の返還猶予の対象となりますので、速やかに総務課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

(提出書類)

事由		提出書類
ア	修学資金の貸付けを取り消された後も、引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき	◎ <u>多古町保育士等養成修学資金返還猶予申請書</u> (第13号様式) *事由ア、イの場合は在学する学校の、事由ウの場合は勤務する認定こども園等の証明を必ず受けてください。
イ	町内に所在する認定こども園等において、保育士等として就職するための活動をしているとき(指定保育士養成施設を卒業した日の翌4月1日から起算して1年以内に限る。)	
ウ	修学資金の返還の免除を受けると見込まれるとき	
エ	災害、疾病その他町長特に必要があると認めたととき	◎ <u>多古町保育士等養成修学資金返還猶予申請書</u> (第13号様式) ◎ <u>事由を証明する書類</u> *詳しくは総務課へお問い合わせください。

## 11. 提出先及び連絡先

### ①郵送

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古584番地  
多古町役場総務課庶務係（修学資金担当）あて

### ②窓口

多古町役場2階 総務課庶務係（修学資金担当）

≪開庁時間≫

- ・毎週月曜日から金曜日（祝休日・年末年始を除く）
- ・8時30分～17時15分

### ③関係例規

「多古町保育士等養成修学資金貸付条例」

「多古町保育士等養成修学資金貸付条例施行規則」

### ④関係様式

第1号様式	「多古町保育士等養成修学資金貸付申請書」
第2号様式	「推薦書」
第3号様式	「連帯保証人変更届」
第4号様式	「多古町保育士等養成修学資金貸付決定（却下）通知書」
第5号様式	「誓約書」
第6号様式	「多古町保育士等養成修学資金貸付請求書」
第7号様式の1	「多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（在学者）」
第7号様式の2	「多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（就業者）」
第7号様式の3	「多古町保育士等養成修学資金借受人異動事項等届出書（連帯保証人）」
第8号様式	「多古町保育士等養成修学資金現況報告書」
第9号様式	「多古町保育士等養成修学資金借受人卒業報告書」
第10号様式	「死亡届」
第11号様式	「多古町保育士等養成修学資金借用証書」
第12号様式	「多古町保育士等養成修学資金返還届」
第13号様式	「多古町保育士等養成修学資金返還猶予申請書」
第14号様式	「多古町保育士等養成修学資金返還猶予決定（却下）通知書」
第15号様式	「多古町保育士等養成修学資金返還免除申請書」
第16号様式	「多古町保育士等養成修学資金返還免除決定（却下）通知書」